
○議長（木下一己君） ただ今から、平成 29 年第 2 回下川町議会臨時会を開会いたします。

ただ今の出席議員数は、8 名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

○議長（木下一己君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、4 番 奈須憲一郎 議員及び 5 番 大西 功 議員を指名いたします。

○議長（木下一己君） 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第 3 諸般の報告を行います。

報告事項は、御手元に配付しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第 4 継続事件審査結果報告を行います。

本案につきましては、平成 29 年第 2 回定例会において、議案第 7 号 平成 29 年度下川町一般会計補正予算（第 1 号）を総務産業常任委員会に付託しておりましたが、修正可決すべきものと決定したとの審査報告がありましたので、審査経過の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 第 2 回定例会において、委員会に付託を受けた、議案第 7 号 平成 29 年度下川町一般会計補正予算（第 1 号）について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

今回は、第 1 回目の補正予算で、歳入、歳出ともに 2 億 1,451 万円を追加し、予算総額 54 億 2,751 万円とするもののほか、地方債の補正であります。

今回の補正の要因は、補助採択によるもの、緊急を要するもの及び決算に伴うものです。

審査に当たり、まず、総務課長などから概要書、事項別明細書により説明を受け、その後、所管課長などから詳細説明を受けました。その主な内容等について報告します。

まず、議案書 16 ページの、第 2 表 地方債補正です。

農業研修道場に係る農業経営者育成教育施設整備事業債 1,780 万円を追加するものなどです。

次に、歳出ですが、事項別明細書 7 ページの、総務費の安全・安心まちづくり費で、空家等総合対策事業に係る経費として、補助採択に伴い、当初予算計上の対策コーディネーター委託料 900 万円を減額し、まちなか再生支援事業として、委託料 200 万円の増額と協議会設置経費等 13 万円が計上されており、総事業費は 1,113 万円となります。

次に、8、9 ページの、農林業費の農業振興費で、農業研修道場等整備事業に係る施設園芸ハウス 7 棟、加温用ボイラ 7 基、敷地造成 1,220 m²、住宅外構工事等の工事請負費 4,171 万円が計上されております。ハウス整備は年内に行う。客土はサンルダムの土を活用することを視野に入れて実施するものです。

次に、9 ページの林業振興費で、林業・林産業振興補助として高性能林業機械等整備、生産流通体制強化施設整備等に対する補助として 1,169 万円が計上されております。

次に、10 ページの森林バイオマス発電推進費で、事業用地の工事請負費、公有財産購入費で 3,454 万円が計上されております。

次に、11 ページの商工労働費の商工振興費で、宿泊研修交流施設の備品購入費 2,441 万円、開設準備交付金 60 万円が計上されております。

課長などから、「施設の管理運営については指定管理を行う。公募期限は 7 月 7 日までを予定。備品購入は地元から行うが、どうしても調達できない場合は町外から購入する。利益が出る施設であり、利益が出れば一定程度町へ納付していただく考えている。指定管理者の公募がない場合、受けていただける者と協議などを行い、管理運営をお願いしていく。」などの説明がありました。

委員から、「備品購入は、恒久的な備品と管理運営上適切な備品と区分けして、実情に合わせ、指定管理者と十分協議を行いながら適正な執行を図ること。」「一定の利益を町へ納付するとのことであるが、ヨックルとは違う。公の施設でも五味温泉はその形式を取っていない。企業努力が報われるよう配慮すること。」などの意見がありました。

地域振興費では、おためしサテライトオフィスモデル事業として、企業ニーズ調査等で委託料 500 万円が計上されております。

次に、12 ページの環境未来都市推進費で、集落ネットワーク形成の地域計画策定支援の委託料 50 万円、地域運営組織研究・設立支援の交付金 900 万円が計上されております。

次に、13 ページの土木費の道路河川橋梁費で、大雨被害によるペンケ第 3 号線排水 28 m、舗装補修 80m の工事費 1,184 万円が計上されております。

10 ページの森林バイオマス発電推進費について、審査に先立ち、町長から「森林バイオマス地域熱電併給事業調査特別委員会の調査結果に係る見解、まとめ」に関して、次のとおり説明がありました。

1 環境面の検証について、

森林への影響については、林野庁のガイドラインに基づくものであり、過伐になることはない。

地域外からの原木大量輸送となる CO² の増加懸念は、事業による相当量の削減効果を踏まえると問題ない。

2 経済面での検証では、

化石燃料が皆無となり、既存事業者への影響は否めないが、エネルギー協同組合への土場管理運営も協議調整中であり、配慮していきたい。既存の原料施設の取扱量が減少するが、経営的に赤字にはならない。影響が少なくなるよう対策を講じていく。

3 F I T（固定価格買取制度）と発電の関係性では、

灯油 10 換算 30 円の定額制で購入する基本合意をしている。原料単価が 2 倍になったとしても変わらない価格で購入できる。

4 社会面の検証では、

F I T 制度が廃止になった場合は、日本全体に影響するものである。先進地事例をうのみにするのではなく、国の制度変更についても総合的効率化を図る必要性からも訴えていきたい。

5 手続きの検証では、

町民会議の中で進捗状況を報告している。平成 23 年、環境未来都市選定後、町民説明会、講演会、広報掲載など数度開催してきた。専門家とも常に情報の交換を行い、アドバイスをいただきながら進めてきている。国の環境モデル都市ワーキンググループ等の外部評価も受けている。

また、補正予算提案における事業推進基本方針、考え方は示されませんでした。

町長からの説明後、委員からの「町内燃料供給事業者への支払いが 4,035 万円減少するが、負の経済効果などを町民へ説明しているか。負の効果を補うビジョンがあるか。今回補正予算案で計上している木質原料製造施設基金積立金 668 万円も減少するのではないか。固定資産税収入の 75%は交付税が減少する。既存の原料製造施設の雇用が減少するのではないか。技術が必要な原木管理はエネルギー協同組合ではできないのではないか。政策転換である。実績を積んだ後の市街地（住宅、産業用など）への新たな熱導管整備の投資額は。」などの質問に対して、

町長、担当者から、「負の経済効果は説明していない。固定資産税による交付税額は計算方式がある。無いものを外部から借り、循環型を追及していく。投資額は計算していない。」などの説明がありました。

委員から、「夢を実現するのに幾らかかるのか。町民説明会で、財政面では安心してくださいと説明しているが、今後の浄水場整備など財政的に余裕がある状況ではない。新たな熱導管整備にも相当の財政負担が伴う。公共施設への熱導入であり町民への恩恵がない。新たな熱供給構想がない中で、20 年間の F I T 制度からしても 3 年間実績を積んで考えるでは新たな熱供給の可能性はないのではないか。熱電事業者との契約内容を示してほしい。」などの意見がありました。

その後、事業者の経営、収支等に係る説明、質疑であることから、会議規則第 18 条の規定に基づき、委員長発議により「秘密会」とし、理事者からの説明を受け、質疑を行いました。

こうした理事者説明、質疑等を踏まえ、審査の結果、森林バイオマス地域熱電併給事業調査特別委員会の調査結果に係る見解、まとめに関し、疑義が解消されない。定例会会期中に十分審議を終えることができないとの結論に至り、閉会中の継続審査となったものがあります。

その後、継続審査を行い、共有している特別委員会の調査結果の確認を行うとともに、

これまでの経過を踏まえ、審査を行いました。

その結果、森林バイオマス地域熱電併給事業調査特別委員会の調査結果で示している計画の不備について、一部理解が深まった点はあるが、不確定な要素も表面化し、不備を補う説明・資料が不足していることから、現時点では結審することができず、なお審査に時間を要するとの結論となりました。なお、平成 29 年度下川町一般会計補正予算（第 1 号）は、緊急を要する事案も含まれていることから、今後の取扱いを十分考慮しての結論であることを申し添えます。

計画の不備に関する基本的な事項としては、本計画の熱電併給事業は、ペレット製造と発電は 100% 町外資本による発電事業者が行い、町は熱購入による熱事業にのみ関わるものであります。このことからすると、元来町が推進しようとした、地域外に流失している資金を地域内で循環し還元することを目指した熱電併給事業とは、似て非なるものであります。このことが、政策として異なるのではないかと指摘をする根拠でもあります。

平成 16 年の五味温泉への熱ボイラー導入の成果を基に、以後推進してきたことが、域内の経済循環が拡大され好循環が図られる、持続的な地域づくりの方針に基づく政策的有効性が高い評価を得て、今日に至っております。

町としては、熱か電気かと大別すると熱供給を旨とすることが、資源、経済、人の更なる域内好循環を図るとの本来の目的に合致するものであります。

こうしたことを踏まえ、本計画は、

持続可能な地域づくりへの方針など抽象的である。

町民への情報提供が正確性を欠いている。

域内の経済循環が拡大へとつながるものではない。

その中で、正と負の経済効果、熱事業に伴う収支、積立金が不明確である。

市街地の住宅、産業等への熱供給整備方針が示されていない。

今後の設備投資、設備更新に伴う財政負担が不明である。

地元業者との調整が十分行われていない。

モデル性は熱導管整備のみであり、既存施設への熱供給は二重投資の感が否めなく、先導的なモデルとはいえない。

以上のことから、当委員会として、歳出では農林業費の森林バイオマス発電推進費 3,454 万円を減額、歳入では繰入金 3,454 万円を減額し、歳入、歳出ともに 53 億 9,297 万円とすることについて、質疑、反対・賛成意見などを求め、採決の結果、全会一致で別紙のとおり修正案は可決と決したところです。

その後、修正以外の予算について、質疑、反対・賛成意見などを求め、採決の結果、全会一致で修正以外の議案第 7 号 平成 29 年度下川町一般会計補正予算（第 1 号）は可決と決したところです。

歳入については、特に意見等はありませんでした。

以上でございます。議員各位の御協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果についての報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長より審査結果の報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は修正です。

議案第7号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、平成29年第2回下川町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時19分 閉会

○議長(木下一己君) ここで、町長から御挨拶があります。

○町長(谷 一之君) 臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じ

ます。

先般行われました、第2回下川町議会定例会において、継続審査となりました一般会計補正予算について、付託となりました総務産業常任委員会において御審議をいただき、森林バイオマス発電推進費に係る項目を除いて、全ての予算を今臨時会において可決いただいたことに、心より感謝を申し上げる次第でございます。

また、修正削除されました、森林バイオマス熱電併給事業の事案につきましては、早急に準備を整え、再提案をさせていただきたいと思いますので、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びとなりますが、本町の著しい人口減少、そして少子高齢化が進む中、今後の成長産業としての農業、林業を核とした産業政策、あるいは住民の皆さんの豊かな暮らしを創造するためにも、本町のまちづくりの勢いを持続可能なものにしていく決意でございますので、変わらぬ御指導をお願い申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（木下一己君） 以上をもって散会とします。御苦労さまでした。